

氷見市広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により、市の新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図るため、市が保有し、又は管理する財産等（以下「市有財産等」という。）を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業（以下「広告事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市有財産等のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市が発行する印刷物
- (2) 市が管理するホームページ
- (3) その他市長が認めるもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 人権を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の名刺広告
- (6) 特定の主義又は主張に当たるもの（意見広告を含む。）
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 広告の内容について市が推奨している等の誤解を招くおそれのあるもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 責任の所在が不明確なもの
- (11) 内容が不明確であるもの
- (12) 比較広告
- (13) 懸賞広告及びクーポン付きの広告
- (14) その他市の広告媒体に掲載することが適当でないと認められるもの

2 前項各号に関する基準例は、別表のとおりとする。

3 第1項に定めるもののほか、広告の範囲に関し必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載を規制する業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者に係る広告は、掲載しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接客業務受託営業若しくは特定性風俗物品販売等営業を行う事業者又はそれらに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) 利殖を目的とした投資のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売又は通信販売を専ら行う事業者（同法に規定する通信販売協会に加盟しているものを除く。）
- (5) 債権取立、示談交渉等に関する業種
- (6) たばこに関する業種
- (7) ギャンブル（宝くじを除く。）に関する業種
- (8) 占い、運勢判断等に関する業種
- (9) 結婚相談所、交際紹介業等に関する業種
- (10) 探偵社、身元調査会社等に関する業種
- (11) 法令等に定めのない医療類似行為を行う業種

- (12) 社会上の問題となっている業種又は事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- (14) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続及び会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続中の事業者
- (15) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用して事業所及び暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している事業者
- (16) 市の競争入札参加資格において指名停止措置を受けている事業者
- (17) 市税を滞納している事業者
- (18) その他市の広告媒体に広告を掲載することが適当でないと認められる業種又は事業者

2 前項に定めるもののほか、広告掲載を規制する業種又は事業者に関し必要な事項は、広告媒体ごとに別に定める。

(募集方法)

第5条 市長は、広告掲載を募集しようとするときは、原則として広報紙及びホームページにより公募するものとする。

2 市長は、前項の公募に当たっては、次に掲げる事項を記載した要領(以下「実施要領」という。)を作成するものとする。

- (1) 広告媒体の仕様
- (2) 広告の規格、掲載位置及び募集する枠数
- (3) 広告掲載料の額
- (4) 申込方法及び募集期間
- (5) 掲載の可否の決定及び広告掲載料の納付方法
- (6) その他広告の掲載に関し必要な事項

(手続)

第6条 広告掲載を希望する者は、実施要領に従い、市長に対して広告掲載の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、第3条、第4条及び次条に基づき審査等をし、当該申込みに係る広告の掲載の可否を決定するとともに、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

3 市長は、広告の掲載を可と決定する場合において、必要があると認めるときは、当該決定に条件を付することができるものとする。

4 第2項の規定により広告の掲載を可とされた者(以下「広告主」という。)は、広告の掲載に関し市長の指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(優先順位)

第7条 広告掲載を希望する者が広告媒体ごとの枠数を超えたときは、次の順位により掲載の可否を決定する。

- (1) 第1順位 公共性が高いもの
- (2) 第2順位 市民の福祉の向上につながるもの
- (3) 第3順位 その他掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

2 前項の規定によっても掲載の可否を決定することができない場合は、抽選で決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、実施要領に広告掲載料の納付が定められている場合は、当該広告掲載料を市長が指定する期日までに一括納付しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告主から納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責めに帰することができない理由により広告掲載を行うことができなかったとき。

(2) その他特別の理由があると市長が認めるとき。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さないものとする。
(権利譲渡等の禁止)

第10条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 広告の内容が第3条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 広告主が第4条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 広告主が第6条第3項の条件に違反し、又は同条第4項の指示に従わなかったとき。

(4) 広告主が実施要領の規定に違反したとき。

(5) その他広告掲載を行うことが適当でないと市長が認めるとき。

2 市は、前項に規定する広告掲載の取消しにより生じた損害賠償の責任を一切負わないものとする。

(広告主の責務等)

第12条 広告主は、広告媒体に掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、当該広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、第三者からの苦情、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれを解決しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、広告事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成20年3月17日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月17日から施行する。

(氷見市広報紙広告事業実施要綱の廃止)

2 氷見市広報紙広告事業実施要綱は、廃止する。

(氷見市広報紙広告事業実施要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行日前に行われた前項の規定による廃止前の氷見市広報紙広告事業実施要綱の規定による広告事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年12月24日決裁)

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月13日決裁)

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

別表 広告の範囲に関する基準例（第3条関係）

- 1 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの（第1項第1号関係）
法令、条例、規則、通達等に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの
- 2 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの（第1項第2号関係）
 - (1) 暴力、とばく、麻薬、覚せい剤その他の薬物の乱用、売春等の行為を肯定し、又は美化したもの
 - (2) 醜悪、残虐又は猟奇的なものであって、不快感を与えるもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 著しく性的感情を刺激するもの
 - (4) 風紀を乱し、又は犯罪を誘発するおそれがあるもの
- 3 人権を侵害し、又は侵害するおそれのあるもの（第1項第3号関係）
 - (1) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な内容を含むもの
 - (2) 他の者をひぼうし、若しくは中傷するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 他の者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害し、信用を害し、若しくは業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- 4 政治性又は宗教性のあるもの（第1項第4号関係）
 - (1) 政治団体又は政治活動（選挙運動を含む。）に係るもの
 - (2) 宗教団体に係るもの
- 5 個人の名刺広告（第1項第5号関係）
個人の名刺、所在地、連絡先のみを周知を目的とするもの又は年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- 6 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの（第1項第7号関係）
 - (1) 水着姿、裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - (2) 犯罪、ギャンブル等を肯定し、又は助長するもの
 - (3) 暴力及びわいせつ性を連想し、又は想起させるもの
 - (4) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- 7 広告の内容について市が推奨している等の誤解を招くおそれのあるもの（第1項第8号関係）
市が広告主を支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証しているかのようなもの
- 8 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの（第1項第9号関係）
 - (1) 統計、文献、専門用語等の出典を明示しないで引用することにより、当該広告に係る商品若しくは役務（以下「商品等」という。）が実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
 - (2) 取引に関する条件等について、明示すべき事項を明示しないことにより、実際よりも優位若しくは有利であるかのように表現しているもの又はそのように誤認されるおそれがあるもの
 - (3) 誇大な表現を含むもの
 - (4) 不当な保証、資格、賞等を使用して広告の内容に係るものに権威を与えようとしているもの
 - (5) 投資信託等に係るものであって、元本等が保証されているように表現しているもの若しくはそのように誤認させるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他人名義で行っているもの
- 9 責任の所在が不明確なもの（第1項第10号関係）
例えば、広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在を明確にするための事項が明示されていないもの

- 1 0 内容が不明確であるもの（第 1 項第 1 1 号関係）
 - (1) 広告であることが不明確であるもの
 - (2) 代理店の募集、会員の募集、副業、内職等に係るものであって、その目的、内容等が不明確であるもの
 - (3) 通信販売に係るものであって、連絡先並びに当該広告に係る商品等の名称、内容、価格、数量、送料、引渡し及び支払方法、返品条件等が不明確であるもの
 - (4) 通信教育、講習会若しくは塾に係るもの又は学校教育法に規定する学校に類似する名称を用いたものであって、その実態、内容等が不明確であるもの
 - (5) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等であって、学校教育法に規定する学校でないにもかかわらずその旨の表示がされているものに係るもの
- 1 1 比較広告（第 1 項第 1 2 号関係）
 - (1) 自己の商品等について、これと競争関係にある商品等を比較の対象として明示し、若しくは暗示し、又は客観的に測定し、若しくは評価するもの
 - (2) 二重価格を表示するもの
 - (3) 第三者が推奨し、又は保証する旨の記述があるもの
- 1 2 その他市の広告媒体に掲載することが適当でないと認められるもの（第 1 項第 1 4 号関係）
 - (1) 市の品位を損なうようなもの
 - (2) 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - (3) 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用するもの
 - (4) 著しく投機又は射幸心をあおるもの
 - (5) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、市民を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
 - (6) 通貨及び郵便切手を複写して使用しているもの
 - (7) 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
 - (8) 謝罪、釈明等に関するもの
 - (9) 人の行方の捜索に関するもの
 - (10) 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - (11) 人の募集又は解雇に関するもの
 - (12) 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引又はこれらに類似する取引に関するもの
 - (13) 割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）に規定する前払式割賦販売に関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
 - (14) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるものその他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
 - (15) その他本市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの